

野田市関宿心身障がい者福祉作業所の管理に関する年度協定書

野田市（以下「発注者」という。）と社会福祉法人はとふる（以下「受注者」という。）とは、令和4年2月21日に、野田市関宿心身障がい者福祉作業所（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した野田市関宿心身障がい者福祉作業所の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和5年度の業務内容）

第2条 発注者及び受注者は、令和5年度の業務内容は、基本協定第12条に定めるとおりであることを確認する。

（業務報告等）

第3条 受注者は、毎月、本業務に関する報告書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者が発注者に提出する報告書の内容は次のとおりとする。

(1) 施設の利用状況

(2) 破損及び修繕の実施状況

(3) 事故、要望及び苦情対応状況（些細な案件も含め、全て報告すること。）

(4) 使用料及び利用料金収入の状況

(5) 電気料金、ガス料金及び燃料費（以下「光熱費等」という。）の使用量及び支払状況

3 発注者は、受注者から本業務に関する報告書の提出を受けたときは、確認した上、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

（介護職処遇改善事業報告等）

第4条 受注者は、介護職処遇改善事業（以下「改善事業」という。）に関する報告書を発注者に引き渡したときは、発注者に対して第5条第5項に規定する指定管理料の支払を請求するものとする。本業務における改善事業の対象とする職種は、基本協定第24条第1項の表に掲げる職種のうち、生活支援員及び職業指導員（以下「生活支援員等」という。）とする。

2 受注者は、賃金改定事業（以下「改定事業」という。）に関する報告書を発注者に引き渡したときは、発注者に対して第5条第5項に規定する指定管理料の支払を請求するものとする。本業務における改定事業の対象とする職種は、基本協定第24条第1項の表に掲げる職種のうち、生活支援補助員とする。

(令和5年度の指定管理料)

第5条 発注者は、受注者に対して本業務の実施の対価として、金51,897,000円(「消費税額」は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする。)を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、前金払いにより年4回に分けて支払うものとし、支払期別及び支払金額は次に掲げるとおりとする。

支払期別	支払金額
4月	12,974,250円
7月	12,974,250円
10月	12,974,250円
1月	12,974,250円

3 前2項の規定のほか、千葉県国民健康保険団体連合会より支給される福祉・介護職員処遇改善加算等として、金1,954,928円を4月期に支払い、実績に応じて年度末に精算するものとする(「消費税額」は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする。)

4 前3項の規定のほか、光熱費等価格高騰に伴う指定管理料増額分として、金96,697円を受注者の請求に基づき支払い、実績に応じて年度末に精算するものとする(「消費税額」は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする。)

5 前4項の規定のほか、発注者は、受注者に対して第4条第1項の改善事業の実施に伴う別記1及び第4条第2項の改定事業の実施に伴う別記2に定める指定管理料を支払うものとする(「消費税額」は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする。)

6 発注者は、第2項から第4項、第4条第1項及び第2項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を受注者に支払うものとする。

7 受注者は、発注者の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を発注者に請求することができる。

(市長が定める賃金の最低額)

第6条 基本協定第24条第1項の規定に関わらず、令和5年度の生活支援員等に係る市長が定める賃金の最低額は、国家資格を有する者は1,113円とし、国家資格を有しない者は1,052円とする。

2 基本協定第24条第3項の規定により、令和5年度の生活支援補助員に係る市長が定める賃金の最低額は、1,044円とする。

(個人情報の取扱い)

第7条 受注者は、当該公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務の登録簿を確認し、登録簿により届け出られた個人情報の取扱い以外の取扱いをしようとする

きは、あらかじめ、市長の了承を得た上でなければ、当該取扱いを開始してはならない。

(疑義等の決定)

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月1日

発注者 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 野田市船形310番地
社会福祉法人はくとふる
理事長 小林 公平

別記 1

各月の改善事業加算前の支払賃金(※1)が生活支援員等1人につき、国家資格を有する者で1, 113円未満、国家資格を有しない者で1, 052円未満である場合、次に示す計算式により計算される額の総額

(1, 113円又は1, 052円－当該労働者の改善事業加算前の支払賃金(※2))
×当該労働者の各月の時間外労働時間を除く労働時間(※3)＋当該労働者の本給付による法定福利費の増額分(※4)

- ※1 支払賃金とは、受注者等が労働者に支払う最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額と基準内手当の合計額を1時間当たりの賃金に換算した額(小数点以下切捨て)をいう。
- ※2 当該労働者(国家資格を有する者)の改善事業加算前の支払賃金が1, 077円未満の場合は、当該支払賃金は1, 077円(※5)とし、当該労働者(国家資格を有しない者)の改善事業加算前の支払賃金が1, 018円未満の場合は、当該支払賃金は1, 018円(※5)とする。
- ※3 当該労働者が月給制の場合は、当該労働時間は年間所定労働時間を12で除した時間とする。
- ※4 当該労働者(国家資格を有する者)の改善事業加算前の支払賃金が1, 077円未満の場合は、当該支払賃金を1, 077円(※5)として算出した場合の法定福利費と、支払賃金を1, 113円にした場合の法定福利費の差額とし、当該労働者(国家資格を有しない者)の改善事業加算前の支払賃金が1, 018円未満の場合は、当該支払賃金を1, 018円(※5)として算出した場合の法定福利費と、支払賃金を1, 052円にした場合の法定福利費の差額とする。
- ※5 当該支払賃金が、千葉県について決定された最低賃金法に規定する地域別最低賃金未満の場合は、地域別最低賃金の金額とする。

別記 2

各月の賃金加算前の支払賃金(※1)が1, 044円未満である生活支援補助員1人につき、次に示す計算式により計算される額の総額

(1, 044円－当該労働者の改定事業加算前の支払賃金) ×当該労働者の各月の時間外労働時間を除く労働時間(※2)＋当該労働者の本給付による法定福利費の増額分

- ※1 支払賃金とは、受注者等が労働者に支払う最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額と基準内手当の合計額を1時間当たりの賃金に換算した額(小数点以下切捨て)をいう。当該支払賃金が、千葉県について決定された最低賃金法に規定する地域別最低賃金未満の場合は、地域別最低賃金の金額とする。

※2 当該労働者が月給制の場合は、当該労働時間は年間所定労働時間を12で除した時間とする。